

令和2年4月20日

保護者各位

大洲市長 二宮隆久

新型コロナウイルス感染症感染防止対策にかかるお願いについて

4月17日に全都道府県を対象に発出されました緊急事態宣言を受け、本市も、新型コロナウイルス感染症拡大への警戒をさらに強め、感染拡大のリスクを一層軽減させるため、**ご家庭での保育が可能な場合は、登園(所)を控えていただくようお願い**することになりました。

この協力依頼は、**保護者の就労等により認定こども園や保育所等の利用が引き続き必要な方の登園(所)自粛まで要請するものではありません。**

また、登園(所)を自粛いただいた場合、保育料、給食費を登園(所)日数に応じ、日割り計算で決定し後日還付します。

なお、今後、感染者が発生するなど状況が変わった場合には、改めて登園(所)自粛をお願いする場合がありますのでご理解ご協力をお願いします。

■登園(所)自粛要請期間

緊急事態宣言期間 4月20日(月)から5月6日(水)

■保育料日割り計算の対象者 0～2歳児

■給食費(副食費)日割り計算の対象者 3～5歳児

■保育料・給食費日割り計算の対象期間

4月20日(月)から5月6日(水) ※日曜日・祝日を除く

■保育料等の返還方法

通常どおりお支払いいただき、後日、日割り計算をした額を返金

※必要書類については、対象者に後日お渡しします。